

施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

施策期間

目標達成年度：平成24年度（基準年度：平成20年度）

主管課（課長名）

高等教育局私学部私学行政課（勝野 頼彦）

関係局課（課長名）

高等教育局私学部私学助成課（小山 竜司）、同局私学部参事官（伊藤 勲）

施策の概要

私立学校の振興に向け、教育研究条件の維持向上を図るとともに経営の健全性を高めること等を目的とし、私学助成や学校法人への指導・助言等を行っている。

評価

達成目標6-1-1（教育研究条件の維持向上及び学生生徒の修学上の経済的負担の軽減等）において、判断指標が前年度に引き続き改善されたが、学生納付金については依然上昇傾向にあり、引き続き学生・生徒の就学上の経済的負担の軽減に努める必要がある。また、達成目標6-1-2（私立学校を設置する学校法人の経営の健全性、経営基盤の強化）においても、帰属収入で消費支出を賄えない大臣所轄の学校法人の割合については年々数値が増加傾向にあるものの、財務情報等の一般公開を行っている大臣所轄の学校法人の割合については判断指標がSとなるなど、前年度に引き続き数値の改善が図られた。

達成目標

達成目標6-1-1 A（イA、ロA、ハA、ニA、ホA）

教育研究条件の維持向上及び学生生徒の修学上の経済的負担の軽減について判断するため、以下のような教育研究条件に関する指標及び法人全体の教育研究条件に対する投入量、私立学校の学生生徒の教育費に関する指標を設定した。

- ・判断基準6-1-1 イ：教員一人あたりの学生数
- ・判断基準6-1-1 ロ：大学及び短期大学の定員超過率が150%を超えるものの全体に占める割合
- ・判断基準6-1-1 ハ：教育研究経費依存比率（学生納付金収入に対する教育研究経費支出の割合）
- ・判断基準6-1-1 ニ：私立大学の図書館の蔵書数
- ・判断基準6-1-1 ホ：私立学校の学生生徒納付金額

判断基準イ	教員一人あたりの学生数
	S = 前年度数値より大幅に改善した（前年度比 10%以上）。 A = 前年度数値より改善した（前年度比 10%未満）。 B = 前年度数値の横ばい。 C = 前年度数値より悪化した。
判断基準ロ	大学及び短期大学の定員超過率が 150%を超えるものの全体に占める割合
	S = 前年度数値より大幅に改善した（前年度比 1%以上）。 A = 前年度数値より改善した（前年度比 1%未満）。 B = 前年度数値の横ばい。 C = 前年度数値より悪化した。

判断基準八	<p>教育研究経費依存比率（学生納付金収入に対する教育研究経費支出の割合）</p> <p>S = 前年度数値より改善した。 A = 前年度数値の横ばい。 B = 前年度数値より悪化した（前年度比 5% 未満）。 C = 前年度数値より大幅に悪化した（前年度比 5% 以上）。</p>
判断基準二	<p>私立大学の図書館の蔵書数</p> <p>S = 前年度数値より大幅に改善した（前年度比 10% 以上）。 A = 前年度数値より改善した（前年度比 10% 未満）。 B = 前年度数値の横ばい。 C = 前年度数値より悪化した。</p>
判断基準ホ	<p>私立学校の学生生徒納付金額</p> <p>S = 前年度数値より改善した。 A = 前年度数値の横ばい。 B = 前年度数値より悪化した（前年度比 1% 未満）。 C = 前年度数値より大幅に悪化した（前年度比 1% 以上）。</p>

教育研究条件を測る指標として掲げているイからニまでの指標については、毎年の改善が見られている。学生生徒の修学上の経済的負担の軽減を図るホの指標については、少子化に伴う学生生徒数の減少など私学を取り巻く厳しい財政事情の下、前年比1%以下の増加にとどまっている。

（指標・参考指標）

	16	17	18	19	20	21
1. 教員一人あたり学生数（人）（大学、短期大学、高等専門学校）（前年度比（%））	9.8 (96.5)	9.8 (99.5)	9.4 (96.6)	9.0 (95.6)	8.8 (97.5)	8.6 (98.4)
教員一人あたり学生数（人）（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）（前年度比（%））	13.0 (98.1)	12.7 (97.9)	12.4 (98.0)	12.2 (98.2)	12.0 (98.5)	11.8 (98.0)
2. 大学及び短期大学の定員超過率（150%を超えるものの全体に占める割合）	1.18%	0.86%	0.65%	0.54%	0.22%	0%
3. 教育研究経費依存率（学生納付金収入に対する教育研究経費支出の割合）（大学、短期大学）	58.1%	60.2%	61.4%	63.3%	65.4%	集計中
教育研究経費依存率（学生納付金収入に対する教育研究経費支出の割合）（小学校、中学校、高等学校）	42.5%	44.4%	44.5%	45.0%	45.0%	集計中
4. 私立大学の図書館の蔵書数（冊）（前年度比（%））	165,480,376 (103.3)	168,794,042 (102.0)	173,750,201 (102.9)	177,139,574 (101.9)	181,712,255 (102.6)	集計中
5. 私立学校の学生納付金額（大学平均）（円）（前年度比（%））	1,302,194 (100.7)	1,305,956 (100.3)	1,308,320 (100.2)	1,298,726 (99.3)	1,309,061 (100.8)	1,312,146 (101.2)

私立学校の生徒納付金額 (高校等平均)(円)(前年度比(%))	681,791 (100.6)	687,400 (100.8)	692,027 (100.7)	697,637 (100.8)	706,609 (101.3)	709,790 (104.7)
------------------------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

3～4については、現在集計中のため、平成20年度の実績により評価を行った。

(指標に用いたデータ・資料等)

指標1：平成21年度学校基本調査報告書

(作成：文部科学省、作成又は公表時期：平成21年12月、基準時点又は対象期間：各年度5月1日、所在：文部科学省)

指標2：平成21年度私立大学・短期大学等入学志願動向

(作成：日本私立学校振興・共済事業団、作成又は公表時期：平成21年7月、基準時点又は対象期間：各年度5月1日、所在：日本私立学校振興・共済事業団)

指標3：今日の私学財政(法人部門を集計)

(作成：日本私立学校振興・共済事業団、作成又は公表時期：平成21年12月、基準時点又は対象期間：20年度決算、所在：日本私立学校振興・共済事業団)

指標4：平成21年度学術情報基盤実態調査

(作成：文部科学省、作成又は公表時期：平成21年10月、基準時点又は対象期間：各年度5月1日、所在：文部科学省)

指標5：私立大学等の平成21年度入学者に係る学生納付金等調査・平成21年度私立高等学校等授業料等の調査

(作成：文部科学省、作成又は公表時期：平成21年6月、基準時点又は対象期間：各年度 所在：文部科学省ホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1293987.htm))

達成目標6-1-2 A(イB、口A、ハA、ニS)

私立学校を設置する学校法人の経営の健全性、経営基盤の強化の進捗について判断するため、経営の健全性に関する指標、外部資金の受け入れに関する指標、財務状況の公開状況に関する指標を設定した。

- ・判断基準6-1-2イ：帰属収入で消費支出を賄えない大臣所轄の学校法人の割合
- ・判断基準6-1-2口：大臣所轄の学校法人の総負債比率
- ・判断基準6-1-2ハ：大臣所轄の学校法人の寄付金比率
- ・判断基準6-1-2ニ：財務情報等の一般公開を行っている大臣所轄の学校法人の割合

判断基準イ	帰属収入で消費支出を賄えない大臣所轄の学校法人の割合
	S = 前年度数値より改善した。 A = 前年度数値の横ばい。 B = 前年度数値より悪化した(前年度比10%未満)。 C = 前年度数値より大幅に悪化した(前年度比10%以上)。
判断基準口	大臣所轄の学校法人の総負債比率
	S = 前年度数値より大幅に改善した(前年度比1%以上)。 A = 前年度数値より改善した(前年度比1%未満)。 B = 前年度数値の横ばい。 C = 前年度数値より悪化した。
判断基準ハ	大臣所轄の学校法人の寄付金比率
	S = 前年度数値より大幅に改善した(前年度比1%以上)。 A = 前年度数値より改善した(前年度比1%未満)。 B = 前年度数値の横ばい。 C = 前年度数値より悪化した。
判断基準ニ	財務情報等の一般公開を行っている大臣所轄の学校法人の割合
	S = 90%以上 A = 85～89% B = 80～84% C = 79%以下

大臣所轄の学校法人の総負債比率、大臣所轄の学校法人の寄付金比率及び財務情報等の一般公開を行っている大臣所轄の学校法人の割合については、前年度に引き続き数値の改善が図られており、各学校法人それぞれが経営努力を行っている成果がでていいる。ただし、少子化に伴う18歳人口の減少等の影響により、帰属収入で消費支出を賄えない大臣所轄の学校法人の割合については年々数値が増加傾向にある。

(指標・参考指標)

	15	16	17	18	19	20	21
1. 帰属収入で消費支出を賄えない大臣所轄の学校法人の割合(%)	27.4	27.5	29.0	35.3	37.1	46.5	集計中
2. 大臣所轄の学校法人の総負債比率(%)	14.3	14.1	13.7	13.5	12.9	12.8	集計中
3. 大臣所轄の学校法人の寄付金比率(%)	2.2	2.0	2.9	2.4	2.7	3.4	集計中
4. 財務情報等の一般公開を行っている大臣所轄の学校法人の割合(%)	-	82.6	85.3	86.3	89.4	89.6	92.2

1～3については、現在集計中のため、平成20年度の実績により評価を行った。

(指標に用いたデータ・資料等)

指標1,2,3:「今日の私学財政」

(作成:日本私立学校振興・共済事業団)(作成又は公表時期:毎年度12月)

(基準時点又は対象期間:平成16年度～平成20年度)(所在:日本私立学校振興・共済事業団)

指標4:「学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査」(文部科学省高等教育局私学部参事官室調査)を活用。平成21年度においては文部科学大臣が所轄する学校法人(667法人)について調査。

(作成:文部科学省)(作成又は公表時期:平成22年1月)

(基準時点又は対象期間:各年度10月1日)(所在:文部科学省)

必要性・有効性・効率性分析

【必要性の観点】

私立学校は建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究の展開を担うとともに、大学生の約8割、高校生の約3割、幼稚園児の約8割が在学するなど、我が国の学校教育の質・量両面にわたる発展に重要な役割を果たしており、引き続き教育条件の維持向上及び学生生徒の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めることが必要である。

また、教育基本法第8条において私立学校に関する規定があり、国や地方公共団体が、私立学校の自主性を尊重しつつ、その振興に努めるべき責務が規定されている。

このような私立学校の役割を踏まえて、各種の施策を行っているところ。

【有効性の観点】

私学助成、税制などの施策により、教員一人当たりの学生数、大学および短期大学における定員超過率が150%を超えるものの全体に占める割合、教育研究費依存比率、図書蔵書数など、教育条件について改善の傾向が続いている。また、学校法人運営調査や各種会議における指導、助言を通じた学校法人自身の努力により、大臣所轄の学校法人における総負債比率の減少や寄付金比率の向上、財務情報等の一般公開を行っている大臣所轄の学校法人の割合の着実な増加など、学校法人の経営の健全性の維持向上についても一定の成果が上がっている。今後も継続することにより、一層の教育研究条件の向上および学校法人の経営基盤の強化が見込まれる。

【効率性の観点】

(事業インプット)

・私立学校の振興に必要な経費 445,635百万円(平成21年度予算額)

(私立大学等経常費補助 321,782百万円
私立高等学校等経常費助成費 103,850百万円 等)

(事業アウトプット)

・1.私立学校における教育研究条件の維持向上、2.私立学校の経営の健全性が高まること、3.私立学校に在学する学生・生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減、といった効果が見込まれる。

(事業アウトカム)

・引き続き私立学校が特色ある教育研究の展開し、多様な人材を育成することが期待される。

施策への反映(フォローアップ)

【予算要求への反映】

これまでの取組を引き続き推進

【機構定員要求への反映】

定員要求へ反映

【具体的な反映内容について】

引き続き、教育研究条件の維持向上を図るため、今後も各大学等の特色を活かせるきめ細やかな支援を行うなど、私立学校の振興を図るための支援策について検討を行い、引き続き事業を実施する。

また、少子化に伴い学生生徒数が減少する中で、各学校法人が社会情勢の変化に対応するために、学校法人運営調査等を通じ、経営改善のための取組や積極的な財務情報の公開の取組を推進する。

平成23年度機構定員要求においては、今後の私立学校の進むべき方向性を見据えた学校法人支援体制の整備・強化に伴い、専門官（連携・共同支援担当）を新規に1名定員要求する。

【事業仕分け、行政事業レビューの指摘について】

行政事業レビューについて（H22年7月）

< 縮減 >

- ・日本私立学校振興・共済事業団補助（基礎年金等）
- ・私立大学等研究設備整備等
- ・日本私学教育研究所研究事業費
- ・専修学校教員研修事業費
- ・私立学校行政事務処理等
- ・私立高等学校産業教育施設整備費補助

< 現状維持 >

- ・私立大学等経常費補助
- ・私立高等学校等経常費助成費等補助
- ・私立学校施設高度化推進事業費補助
- ・私立幼稚園施設整備費補助
- ・私立学校教育研究装置等施設整備費補助
- ・私立学校体育等諸施設整備費補助

具体的な達成手段

【事業概要等】	【21年度の実績】
私立大学等経常費補助（開始：昭和45年度 終了：21年度予算額：321,782百万円）	
私立大学等の教育研究条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減等に資するため、教育又は研究に係る経常的経費について補助。	一般補助及び特別補助を実施し、私立大学等経常費補助全体で、321,782百万円を措置した。
私立高等学校等経常費助成費等補助（開始：昭和50年度 終了：21年度予算額：103,850百万円）	
私立高等学校等の教育研究条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減等に資するため、都道府県が行う経常費助成費に対して補助。	私立高等学校等経常費助成費等補助全体で、103,850百万円を措置し、都道府県が行う私立学校等へ経常的助成費の充実が図られるよう努めた。
私立学校施設・設備の高度化・高機能化の支援（開始：昭和50年度 終了：21年度予算額：20,003百万円）	
私立学校の教育研究条件の維持向上に資するため、私立学校の施設、設備等の整備に対して補助。	私立大学等研究設備整備等、私立学校施設整備費及び私立学校施設高度化推進事業費補助で20,003百万円を措置した。
基礎年金日本私立学校振興・共済事業団補助金（開始：昭和61年度 終了：21年度予算額：90,642百万円）	
国民年金法の規定に基づき、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、日本私立学校振興・共済事業団が負担する基礎年金拠出金の額の一部を補助。	基礎年金日本私立学校振興・共済事業団補助金全体で、90,642百万円を措置した。
学校法人の財務の公開状況に関する調査（開始：平成11年度 終了：21年度予算額：）	
文部科学大臣所轄学校法人について財務の公開状況を把握することを目的として実施し、その結果を公表。	各法人に調査結果を通知し、公開方法等について各学校法人の実情に応じた積極的な取組を促した。
各種会議等（開始： 終了：21年度予算額：）	
各種会議等を通じ、学校法人に対し、経営改善のための取組や積極的な財	学校法人監事研修会、学校法人の運営等に関する協議会等の各種会議を通じ、)経営改善のための取組や積極的な財務情報の公開の取組を促した。

務情報の公開の取組を促進。											
学校法人運営調査（開始：昭和 59 年度 終了： 21 年度予算額： ）											
学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資する。	大臣所轄の学校法人のうち 53 法人について、公認会計士、私学経営に精通している有識者等に運営調査委員を委嘱し、これらの委員による実地調査を行い、必要な指導・助言を行った。										
学校法人に対する寄付に係る税制上の優遇措置（開始：昭和 34 年度 終了： 21 年度予算額： ）											
学校法人に対する個人や企業等からの寄付に対し、税制上の優遇措置を実施。	個人が学校法人に寄付した場合の所得税に係る寄付金控除適用下限額を 2,000 円%に引き下げ、各文部科学大臣所轄学校法人及び各都道府県に通知を发出するとともに、各種会議等で周知した。										
私立学校施設高度化推進利子助成事業（開始：平成 9 年度 終了：18 年度 21 年度予算額： ） 【公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）に基づく評価】											
<p><事業の概要></p> <p>学校法人が、私立学校の老朽校舎改築事業等に係る費用を日本私立学校振興・共済事業団から借り入れた場合に、借入金の金利負担を軽減するための利子助成金の交付を行うための事業。</p> <p>国は財団法人私学研修福祉会に対し、「私立学校施設高度化推進事業費補助金」を交付することにより「私立学校施設高度化推進支援基金」を造成し、私学研修福祉会がこれを原資として利子助成を行うことにより、私立学校設置者である学校法人の経済的負担を軽減。</p> <p>本基金は「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 12 月 24 日、行政改革推進本部決定）により、平成 18 年度をもって基金事業を廃止し、新規申請の受付を終了。平成 19 年度からは国の直接執行へ移行した。なお、平成 18 年度までに実施した事業の後年度負担分については、平成 19 年度以降も当該基金を活用し、利子助成を実施していたが、行政刷新会議の決定に基づき、平成 22 年度に基金残額を国庫返納することとなっている。</p> <p><必要性></p> <p>私立学校施設の高度化・近代化を推進し、教育研究条件の充実向上を図るために必要であり、基金事業は平成 18 年度で廃止されたが、平成 19 年度以降も国の直轄事業として実施。</p>	<p><平成 17 年度から平成 21 年度までの実績></p> <p>本事業による平成 17 年度から平成 21 年度までの私立学校に対する利子助成の交付額は 3,665 百万円（国からの直接執行分除く）となっており、私立学校の学校施設の高度化・近代化推進、教育研究条件の充実向上に大きく貢献している。</p> <p>基金からの各年度の交付状況</p> <table border="1"> <tr><td>平成 17 年度</td><td>1,631 百万円</td></tr> <tr><td>平成 18 年度</td><td>1,566 百万円</td></tr> <tr><td>平成 19 年度</td><td>306 百万円</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>125 百万円</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>36 百万円</td></tr> </table> <p>平成 21 年度末基金残額 634 百万円</p>	平成 17 年度	1,631 百万円	平成 18 年度	1,566 百万円	平成 19 年度	306 百万円	平成 20 年度	125 百万円	平成 21 年度	36 百万円
平成 17 年度	1,631 百万円										
平成 18 年度	1,566 百万円										
平成 19 年度	306 百万円										
平成 20 年度	125 百万円										
平成 21 年度	36 百万円										

（参考）関連する独立行政法人の事業（なお、当該事業の評価は文部科学省独立行政法人評価委員会において行われている。評価結果については、独法評価書を参照のこと）

独法名	21年度予算額	事業概要